

生産緑地法施行規則第5条に規定する農林業に従事することを不可能にさせる
故障の認定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「省令」という。）第5条に規定する農林業に従事することを不可能にさせる故障（以下「故障」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

(故障の認定)

第2条 故障として市長が認定するものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 省令第5条第1号イからトまでのいずれかに該当するもので次のいずれかに該当する場合

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表中1級又は2級に該当する身体障害者手帳の交付がされているとき。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表中障害等級1級に該当する精神障害者保健福祉手帳の交付がされているとき。

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号又は第5号に該当する認定がされているとき。

エ ア、イ及びウと同等程度の状態にある故障と市長が認めるもの

(2) 省令第5条第2号に該当するもので、次のいずれかに該当するもの

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に掲げる病院又は同法同条第2項に掲げる診療所に1年以上入院することを要する状態にある者

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所することを要する状態にある者

ウ ア及びイと同等程度の状態にある故障と市長が認めるもの

2 前項第1号エ又は第2号ウに掲げる故障の認定は、故障認定審査会で審査を行うものとする。

(故障認定の申請)

第3条 故障の認定を受けようとする者及び次項に規定する者（以下「申請者」という。）は、故障認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 農地調書（第2号様式）

(2) 故障状況調書（第3号様式）

(3) 故障を証明する書類（別表右欄に掲げる必要な添付書類）

2 次に掲げる者は、故障の認定を受けようとする者が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある場合又は身体上の障害により意志表示をすることが難しい場合に

限り、認定を受けようとする者に代わって、次の順位に従い当該認定に係る申請をすることができる。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族のうち同居の者
- (2) 前号に規定する者以外の親族
（故障の事実の聴取実施）

第4条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合において、必要と認めるときは、申請者及び親族に対する面談を実施するとともに、当該申請に係る生産緑地の現地確認を行うものとする。

（故障認定審査会の設置）

第5条 第2条第2項の審査を行うため、故障認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、都市計画主管課長が主宰し、次に掲げる者により構成する。

- (1) 農政主管課長
- (2) 障害福祉主管課長
- (3) 介護保険主管課長
- (4) 農業委員会事務局長
- (5) 都市計画主管課長

3 審査会は、審査上必要と認めるときは、介護保険担当職員その他必要と認める者に意見を求めることができる。

4 市長は、第4条の規定により事実関係の聴取をしたときは、その内容を審査会に報告するものとする。

5 審査会が審査上必要と認めるときは、次に掲げるものについて申請者に提出を求めることができる。

- (1) 市長が指定する医療機関の診断書
- (2) 故障の事実を立証するために必要と認める資料

6 前項に規定する提出資料に要する費用は、申請者が負担する。

7 審査会の庶務は、都市計画主管課が行う。

（市長が指定する医療機関の範囲）

第6条 前条第5項第1号に規定する市長が指定する医療機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 医療法第31条に規定する公的医療機関
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学が設置する病院
（故障の認定及び通知）

第7条 市長は、申請書が提出された場合、認定の結果について故障認定結果通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、申請者が違法又は不正な手段により前条に定める認定がされた場合は当該申請に係る故障の認定を取り消すものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成24年5月31日告示第103号）

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月8日告示第23号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月25日告示第110号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

故障の種類		必要な添付書類
1 省令第5条第1号 に該当するもの	(1) 第2条第1項第1号 アに該当するもの	身体障害者手帳の写し（原本の提示が必要）
	(2) 第2条第1項第1号 イに該当するもの	精神障害者保健福祉手帳の写し（原本の提示が必要）
	(3) 第2条第1項第1号 ウに該当するもの	介護保険証の写し（原本の提示が必要）
	(4) 第2条第1項第1号 エに該当するもの	ア 医師の診断書 イ 市長が必要と認めるもの
2 省令第5条第2号 に該当するもの	(1) 第2条第1項第2号 アに該当するもの	ア 入院証明書 イ 医師の診断書
	(2) 第2条第1項第2号 イに該当するもの	入所証明書
	(3) 第2条第1項第2号 ウに該当するもの	ア 医師の診断書 イ 戸籍謄本等 ウ 市長が必要と認めるもの

第1号様式（第3条関係）

故 障 認 定 申 請 書

伊勢原市長 殿

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の規定に基づく、農林業に従事することを不可能にさせる故障として省令で定めるものを有するに至ったので、次のとおり認定の申請をします。

	申 請 日	年 月 日
主たる 農業従事者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
	住 所	
	電 話 番 号	
申 請 者	フリガナ	
	氏 名	(申請者との続柄：)
	住 所	
	電 話 番 号	
本人以外の者が申請する原因(*)	1. 精神上的の障害 2. 身体上の障害 *その理由に当てはまる番号に○をしてください	
添付書類	<input type="checkbox"/> 農地調書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 故障状況調書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 故障を証明する書類（要綱別表右欄に掲げる必要な添付書類） <input type="checkbox"/> 申請者の身分確認資料	

第3号様式（第3条関係）

故 障 状 況 調 書

1 故障の状況について

次のうち、該当する故障に○印をつけてください。

○印	該当する故障（生産緑地法施行規則第5条）	
	(1)	イ 両眼の失明
		ロ 精神の著しい障害
		ハ 神経系統の機能の著しい障害
		ニ 胸腹部臓器の著しい障害
		ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
		ヘ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
		ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害
	(2)	1年以上の期間を要する入院その他の事由により農林業に従事することができなくなる故障

2 現在に至るまでの経過

(1) 故障内容について

■故障の原因となった疾病、外傷等について	
疾病等の名称	
疾病等の発生年月日	年 月 日
手術歴	
入院歴	
通院状況	
■身体的な状況について（日常生活の制限等、具体的に記載してください。）	

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

第4号様式（第7条関係）

故障認定結果通知書

様

伊勢原市長

年 月 日付けで申請のあった生産緑地法施行規則第5条に規定する農林業に従事することを不可能にさせる故障の認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

申請者	住所	
	氏名	(年 月 日生)
決定区分	<input type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 認定しない	
認定しない理由		

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。